

# 生活知恵袋

せいかつちえぶくろ

Vol. 66

## 今月のテーマ

## 新社会人へのメッセージ (公的制度と保険加入)

近年の生活水準はめざましく発展し、物やサービスも、より快適に、より便利にと進化を続けている。その進歩のスピードはますます速くなり、ついて行くのに大変、いや“もうついて行けない”と嘆いている声が聞こえてきそう。何を隠そう、吾輩自身がそう嘆いている今日この頃だ。

何年も前に買った電化製品の機能を今になって知ることになったり、車の便利な装置を知らずにいたり、そんなことは山ほどある。パソコンのソフトを、ヒイヒイ言いながら何時間もかかっていたのが、一つの操作で瞬時に解決したりした時などは、その悔しさに地団太を踏むことさえある。ましてや、携帯電話さえ使いこなせていなかったのが、スマートフォンとなるや、その機能の10分の1も使っていないかもしれない。そんな使い方があったら教えてよ〜…。そんなサービスがあったんなら早く教えてよ〜…。そんなお得なことがあったんなら教えてよ〜…。挙げだしたらきりがない。

そう、世の中知らないでいると損をすることが山ほどある。その情報や知識を持つものと持たないものでは、消費する時間や労力や資金に大きな差が生じてしまう。結果として、生活の質や資産、はたまた感動や達成感を含め、人生の質そのものを大きく左右することにさえなってしまう。特に「エー・クラス」の生活知恵袋を読む人と読まない人とは、その差は歴然…!?すみません、話を本題に戻します。

今回のシリーズでは、健康保険からの現物給付と言われる治療費の支払いだけでなく、その側面に着目し生活設計にどう活かせるかを、考えてみようというものだ。それこそ、知らないと損をするというものだ。給与から問答無用で引き去られ、負担感だけが先行するイメージではあるが、今回は陽の目を浴びられるよう健康保険の名誉挽回の解説だ。



「生懸命  
こぼれず」



**齋藤 廣勝** (さいとう ひろかつ)  
株式会社トータルライフサポート代表取締役  
・CFP®ローティファイドファイナンシャルプランナー  
・1級ファイナンシャルプランニング技能士  
・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師  
・住宅ローンアドバイザー  
・金融広報アドバイザー

● **まずは健康保険料を知る(協会けんぽ)**

何気に引かれる健康保険料ではあるが、引かれる金額の仕組みはどうなっているのかを見てみよう。毎月の給与明細を見ても、引かれている金額がどういう根拠で計算されているのかを知らないでいるようだ。

最近、某高等学校で、給与明細の見方などをテーマに授業を担当させてもらった。その高校の熱心な先生が、就職し社会人になる前に伝えておきたい情報として、企画されたものだが、私自身も「本来そうであるべき」と、声を大にして言いたい。今回は、新社会人になった皆さんへの情報提供として始めたものであるが、未だに知らないままの多くの方々にも、これを機会に覚えていただきたいものだ。

「協会けんぽ」の健康保険料、その決定の手順は次の通りだ、

① 報酬月額を見る

その元となる報酬は、給料、手当など、被保険者が労務の対償として受ける全てを合計した金額。

② 標準報酬月額と等級(1〜47)の決定(健康保険料表から)

③ 保険料(全額)を確認

秋田県の保険料率は10.02%

④ 全額保険料を折半(円未満四捨五入)

折半(1/2)した部分が本人負担で、残りの半分(同額)を事業主(会社)が負担する。

## 保険と暮らしの相談センター

～ 今月の無料相談会・重点テーマ ～

### 生命保険の賢い加入方法!!

- 加入している保険が本当に良いのか分からない方!
- 生命保険の更新時期が近い方!
- 万一の場合の生活費が心配な方!
- お子様の教育費が心配な方!

**相談料は無料!!**  
納得いくまで相談できます。

お気軽にご相談ください。

**株式会社 トータルライフサポート**  
total life support 募集代理店

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22  
● 営業時間: 9:30~19:00 ● 定休日: 水曜日

TEL 018-827-7611  
FAX 018-827-7610  
URL <http://tls-akita.co.jp>

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22

● 紳士服のコナカ ● エネオス  
● すずきクリニック ● 当店  
● マクドナルド ● かんきょう  
● 洋服の青山

詳細はホームページでもご覧いただけます。

● 前提条件と試算

仮に基本給＋通勤手当・住宅手当・資格手当など、一定額が継続して支給されるものの合計が148,000円とする。その金額を、表1の「報酬月額」の列の中から確認すると、等級は12等級で標準報酬月額が、150,000円となる。

【全額保険料】

150,000円 × 10.2% = 15,030円

【折半額】15,030円 × 1/2 = 7,515円

(本人負担保険料)

これが、協会けんぽの保険料(本人負担分)の計算根拠だ。給与明細には出てこないが、残りの半分は事業主が負担してくれているのだが、この事実を知らないでいる人も少なくない。

【表1】全国健康保険協会管掌健康保険料表より一部抜粋(介護保険第2号被保険者(40~64歳)に該当しない場合)

等級	標準報酬		報酬月額			保険料率(10.02%)	
	月額	日額	以上	～	未満	全額	折半額
10	134,000	4,470	130,000	～	138,000	13,426.8	6,713.4
11	142,000	4,730	138,000	～	146,000	14,228.4	7,114.2
12	150,000	5,000	146,000	～	155,000	15,030.0	7,515.0
13	160,000	5,330	155,000	～	165,000	16,032.0	8,016.0
14	170,000	5,670	165,000	～	175,000	17,034.0	8,517.0
15	180,000	6,000	175,000	～	185,000	18,036.0	9,018.0
16	190,000	6,330	185,000	～	195,000	19,038.0	9,519.0

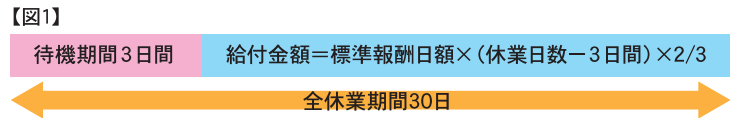
● 健康保険は所得補償の役割も…

健康保険の役割が病気やケガで治療を受けた場合に、一定割合(自己負担3割を除く)を支払ってくれるだけ、と思っただけの方が少ない。しかし、それだけではないことは前回も申し上げたが、病気やケガで会社を休んだ場合、「傷病手当金」が支給される。

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気やケガでの療養のため仕事を休み、事業主から給料の支払いが受けられない場合に支給される。仕事を休んだ日から連続して3日間(待期)の後、4日目以降の仕事を就けなかった日に対して支給される。支給金額は標準報酬日額の3分の2(図1参照)となる。

国民健康保険に加入する自営業者等は傷病手当金の制度がないことを考えれば、協会けんぽに加入するサラリーマンは手厚いと言える。

【図1】



● 傷病手当金の試算

保険料の計算の所で使った、支給総額が148,000円の場合の傷病手当金を計算してみよう。

「標準報酬日額」を表1の12等級から読み取ると5,000円となる。30日間休業したとすると、次の計算となり

給付金額 = 標準報酬日額 × (30日 - 3日) × 2/3  
 有給休暇を考慮しない場合で30日間会社を休んだとしても、傷病手当金90,000円が支給されることとなる。正に所得を補償する保険だ。

● 健康保険は生命保険(医療保険)の側面も

協会けんぽで給付されるものは、他に出産育児一時金、出産手当金、埋葬料(費)などがある。特に知って欲しいものは高額療養費制度だ。

これは、重い病気などで病院等に長期入院したり、治療が長引いて医療費の自己負担額(入院

時の食事療養費などは除く)が高額となる場合、家計の負担を軽減できるように、一定の金額(自己負担限度額)を超えた部分が払い戻されるといふものだ。

「一般の場合」の計算式は、次のようになる。

自己負担限度額 = 80,100円 + (総医療費 - 26,700円) × 1%

仮にその月(暦月)の医療費が100万円であったとすると、3割負担の30万円ではなく自己負担すべき金額は

80,100円 + (100,000円 - 26,700円) × 1% = 87,430円

で済むことになるのだ。

これを超えた部分が払い戻されると説明したが、平成24年4月より、従来の「入院される方」及び「外来で療養を受ける方」の窓口での支払を、自己負担限度額(上記の例では87,430円)までに止めることができるようになった。

この制度を利用するには、事前に全国健康保険協会の各都道府県支部に「健康保険限度額適用認定申請書」(簡単な書類です)を提出し、「健康保険限度額適用認定証」の交付受け医療機関に提出するだけで完了し、後の払い戻しの面倒な手続きはしなくても良いことになる。

● 生命保険(医療保険)加入の大前提に

新社会人になって、生命保険の加入を考えている方も少なくないと思うが、入院や手術の際に負担すべき限度額を知ることにより、過大な保険への加入を抑えることもできる。入院時での保障日額を考える際には是非とも考慮してほしい。

何気に給与天引きされている健康保険の仕組みとその重要性を理解し、生命保険への加入や生活設計に、また無駄な保険料の排除や負担の軽減に活かしてほしい。

今回の解説は協会けんぽに限ったものとなっているため、他の制度(組合健保など)への加入者は、所属する団体にその詳細を確認してください。

来月号は、厚生年金の具体的な役割と、今後の生命保険の加入や見直しにどう活かせるかを解説することにしよう。